
プロジェクト	「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示
項目	適用時期

本資料の目的

1. 本資料は、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する注記情報の充実を行うにあたり、開発中の会計基準の適用時期について検討することを目的としている。

論点の概要

2. 「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する注記事項の充実に関しては、我が国における企業情報の開示制度や監査制度の見直しなど、周辺制度についても同時並行で見直しが行われている状況にある。
3. このため、これらの周辺制度の状況も考慮に入れながら、開発中の会計基準の強制適用の時期及び早期適用の要否について検討することが考えられる。なお、周辺制度の状況については、本資料の別紙にまとめている。

強制適用の時期

4. 本検討は、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」が重要な会計方針の開示に含まれることを明確化するものであり、適用される会計方針それ自体には影響はなく、開示にのみ影響を与えるものである。
5. 企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」において、四半期財務諸表で重要な会計方針の開示が求められていないことを踏まえると、本検討は年度末の財務諸表にしか影響はないと考えられる。このため、期末からの強制適用とすることが考えられる。
6. 公開草案の公表にあたっては、具体的な時期を明示する必要があるものと考えられるが、企業が「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」の開示を行うにあたり、業務プロセスの大幅な見直し等が必要となる可能性は必ずしも高くはないと考えられる。

7. また、周辺諸制度の状況において、強制適用の時期を検討するうえで考慮が必要な事項は特段見受けられないことから、標準的な準備期間である公表日の翌年度からの強制適用を想定することができるのではないかと考えられる。
8. 以上を踏まえると、開発中の会計基準は、2021年3月31日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することが考えられる。

早期適用

9. 本検討は、開示の実態が様々であると考えられる「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」について、「重要な会計方針の開示」の対象であることを明確化することを目的としたものである。このため、一定の早期適用へのニーズがあると考えられる。
10. また、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」については、開発中の会計基準を適用した結果、採用した会計処理が明らかになることにより、他の企業と会計方針が同じであればそのことを前提に分析が可能となり、他の企業と会計方針が異なるのであればそのことを前提に分析が可能となるという意味で、財務諸表の比較可能性が向上するものと考えられる。このため、早期適用が可能な企業に対して早期適用を認めることによって、より早く比較可能性が向上すると考えられる。
11. したがって、開発中の会計基準の公表日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から早期適用を認めることが考えられる。

ASBJ事務局の提案

12. 開発中の会計基準の適用時期について、次のとおりとすることが考えられるがどうか。
 - (1) 強制適用の時期は、2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表からとする。
 - (2) 開発中の会計基準の公表日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から早期適用を認める。

ディスカッション・ポイント

適用時期に関する ASBJ 事務局の提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上

別紙

周辺制度の状況

1. 本検討に関連する開示の動向としては、次のものが考えられる。
 - (1) 有価証券報告書における記述情報の充実
 - (2) 監査基準の改訂による「監査上の主要な検討事項」の導入

(有価証券報告書における記述情報の充実)**概要**

2. 金融庁は、2018年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告において「財務情報及び記述情報の充実」等に向けて、適切な制度整備を行うべきとの提言がなされたことを踏まえ、2019年1月31日に「企業内容等の開示に関する内閣府令」の一部を改正し、会計上の見積りや見積りに用いた仮定について、不確実性の内容やその変動により経営成績に生じる影響等に関する経営者の認識の記載を求めるとした。
3. これにより、有価証券報告書の「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において、連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、当該見積り及び当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、財務諸表に記載した会計方針を補足する情報を記載することとされた。

適用時期

4. 改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」のうち、上述の「記述情報の充実」については、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用するとされている。
5. ただし、2019年3月31日以後に終了する有価証券報告書等から適用することができるとされている。

(監査基準の改訂による「監査上の主要な検討事項」の導入)**概要**

6. 2018年7月5日に企業会計審議会より「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、監査人が提出する監査報告書に「監査上の主要な検討事項」(Key Audit Matters; KAM) の記載を求めるとされた。

7. 改訂後の監査基準において、監査人は、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から特に注意を払った事項を決定した上で、その中からさらに、当年度の財務諸表の監査において、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項として決定しなければならない旨が定められている。
8. 2019年2月27日に日本公認会計士協会が公表した監査基準委員会報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」(以下「監基報701」という。)第8項では、監査を実施する上で監査人が特に注意を払った事項を決定するうえで考慮する事項として、(監査人により)見積りの不確実性が高いと識別された会計上の見積りが挙げられている。
9. なお、監基報701第12項では、連結財務諸表及び個別財務諸表の監査を実施しており、連結財務諸表の監査報告書において同一内容の監査上の主要な検討事項が記載されている場合には、個別財務諸表の監査報告書においてその旨を記載し、当該内容の記載を省略することができる旨が定められている。
10. また、中間監査及び四半期レビューにおいては、監査上の主要な検討事項の記載は求められていない。

適用時期

11. 改訂後の監査基準のうち、「監査上の主要な検討事項」については、2021年3月決算に係る財務諸表の監査から適用するとされている。
12. ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査から適用することは妨げないとされている。この点、監基報701は、2020年3月31日(米国証券取引委員会に登録している会社においては2019年12月31日)以後終了する事業年度に係る監査から早期適用することができるとしている。

以上